町

町村の購読料は会費 の中に含まれております。

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955 発行人 谷合靖夫:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 http://www.zck.or.jp

週

売っているのかが分からない。 存在したとしても、 がダメかといえば、 んどダメで、 この絵葉書が、日本の各地でほと 残念な限りである。 たとえ絵葉書が それがどこに 駅に

何

の村に興味関心を抱く。

みたい」と、

見知らぬその町

そ

まずその絵葉書を買い、「行って

ど美しい絵葉書がある。

旅人は

ところに、 ランなど、

必ずといっていいほ

駅の売店とかカフェ、レスト

人が集まり、

立ち寄る

村

フランスならどんな地方に行って 絵葉書は、 閑話休題 の第一歩である。 ただくのは、 知ってもらい、 自分の町や村をよその人に もっと活用されていい。 町村振興のため 実際に来てい そのために

ば その所在地がよそ者には分からな とか文房具売り場にあるとしても、 置いてあることは、 入手困難、 ということになる。 まずない。

その土地に知り合いでもなけれ 書 店

葉書を通して知りたい。 獣であれ、 しし いのち」の姿を見たい。 「くらしといのち」の輝きを、 その土地にいきい の私たちは、 昆虫であれ、 その土地にし きと息づく 花や緑であ 鳥であ か 絵

祭りの子どもたち

大森

### 絵 葉 書

根を張り、

もうひとつ困ったことに日本の場

静岡文化芸術大学学長・東京大学名誉教授 木村 尚三郎

たちの、

REPORT OF THE PORT OF THE PORT

書よりもっといい外国の風景に、 関心を惹かない。 やというほど接している ・七百万人の海外旅行者が、 絵葉書の写真が文字通り「 な風景写真で、 ただの風景なら年 現代人の興味 絵葉 一絵葉

成をと、 使ってもらう。きわめて安上がり 域振興策であると思う。 効果的な地域の情報発信であり、 元からの便りにも、 ストを行い、「人くさい」絵葉書の テーマを設けてフォトコン 願うことしきりである。 その絵葉書

風俗習慣や文化が、 発揮しているさまを見たい。 に住む人びと、お年寄りや子ども 幸せな笑顔が見たい。 たくましい生命力を その土地 四季折々の そこ 地 で を 地 テ Ē 論 説 「骨太方針」の呪縛から解き放たれよ 千葉大学教授・東京大学名誉教授 も 活活政活活情情 動 策動

動 報 カプセルNOW&NEW 揺るぎない国民的合意にむけ

農山村が、なぜ大切なのか

」と題する小冊子を作成し、

町

存

の

必要性を訴えた。

その

広く各界各層に都市と農山村の

三年七月に、「

私たちは提言し

全

玉

町

対会は、

年

平成十

ます。二十一世紀の日本にとっ

 $\nabla$ 

市

# 視

# 村 の背景と 都 市選挙

彌(おおもり わたる)

1940年、東京都生まれ。東大大学院 博士課程修了。東大教養学部教授、学 部長を経て、2000年東大定年退職、千 葉大学法経学部教授に。

行政学・地方自治論を専攻し、わが 国の政治行政の実態と問題点を研究。 地方分権推進委員会の専門委員(くら しづくが部会長 を務め分権改革に尽力。

日本行政学会理事長。岡崎昌之氏 (地域政策フォーラム代表)等と共に 「21世紀の日本にとって、農山村が、な ぜ大切か」の原案作成にかかわる。著 書に『分権時代の首長と議会』でょう せい『自治体職員論』、良書普及会)等。

重要な背景には、

政権党の都市

年

0 )推進」

が入っ

た。

平成十二

四月森内閣発足。

六月の

権に

加わり自自公政権が成立 政策合意に「市町村合

Ō

ために、 調した。 揮できるような新たな自立支援 の仕組みが必要であることを強 土を前提として、 . の 新 在する町村の意欲と特色が発 多様な地域 たな自治制度に関する研 全国町村会の中に のフォロー から成り立つ国 特に農山村に アップの 町

法)によって、 とに延長されてきた「 市 (一九六五)年以来、 町村の自主合併は、 市 町村の 十年ご 昭和四

併は、 する形で推進されている。 年であり、 失効する。 このたびの市町村合 成十七 (二〇〇五) 年三月末で の直前であった。この法律は平 されたのは平成七(一九九五) の新設を含む特別法の改正がな 続けられてきた。 合併の特例に関する法律」( 特例 この特別法を充実・ 地方分権推進法成立 ここ三十年以上 住民発議制度

述べたい 村の扱いに関し、 たびの市町村合併とその後の のメンバー 踏まえて検討を続けている。 が設置され、 の一人として、 若干の所見を 地 泡調査 この 町 そ を

葉大学教授

東京大学名誉教授

彌

が 一挙戦略の発動というべ 平成十年七月の参院選で あるように思われる。 き 動 は き

うち、 成十 併特例法のみが直ちに公布され 算定替の期間延長などを含む合 権は橋本から小渕へ移った。 せ」)が高まった。 挙区で自民党侯補者が全員落選 ているから、そ し、「都市割り食い論」(「農山 大都市における三人区以上の選 四七五本)が成立したが、この 優遇しすぎて都市が割を食っ 政策の機軸を移し始めた。 都市型政党である公明党が 一年七月、 合併特例債の創設や合併 地方分権一括法 の 自民党は 分を取り 都市 <u> 17</u> 政 戻

選で自民が都市部で苦戦。

省が市町村合併支援プランを決 推進を打ち出した。 太の方針」は市町村合併の強力 目標」の方針を踏まえ、市町村 ける「合併後一〇〇〇自治体を についての 自治省が、 と交付税を批判した。 が大都市の不満を呼んでいる ほど重点的に交付税が行く制度 ている」「財政力が弱い(自治体) 団方式が、市町村合併を阻害し 野中幹事長が党本部で講演し 進を指示した。 は自治相に市町村合併の強力推 六月、経済財政諮問会議の「骨 要件が緩和された。平成十三年 た。と同時に、町村合併の市制 合併の積極的推進を政府が決め 交付税による自治省の護送船 与党行財政改革推進協にお 十一月 市町村の合併の推進 指針を決定。 八月、 小規模市町村の 八月、 自民党の 十一月 + 総務

総理 見直し方針を固めた。 方交付税優遇制度 段階補正

農山村と町村への財政的優遇と

問うてみたい気がする。 置は、 容してまで町村合併を推進した 以上になるならば、他の要件を でに町村が合併して人口三万人 思」にある。平成十六年度末ま 思を感じる。 るとしているが、この数値目標 る市町村の数を一〇〇〇に減ず ろうか。政権党は約三二〇〇あ う面を否定できないのではなか 受け皿の整備ということだけで 革 (事務権限の移譲)のための これほど便宜的な市制移管を許 しかし、そこに政権党の強い意 に合理的な理由は見出せない。 なく、都市選挙戦略の発動とい 市町村合併は、さらなる分権改 切問わない市に関する特別措 真意は、 こうして見ると、このたび その端的な現れである。 一体どこにあるか 政治の本質は「意 Ō

> れている。 が進むはずがない」といった、 されている限り、自主的な合併 悪くとも交付税で財源保障がな 結びつけられ論じられ、 相当に乱暴な議論が公然と行わ どんなに小規模で財政効率が 村は無駄な支出を行っている」、 農山村を優遇し、その結果、 ある。「都市住民の犠牲の下で まで結びつけられているからで 実際に地方交付税の削減に それ ⊞T

につなげる工夫と努力を欠いて び覚まし、それを自党への支持 都市の有権者の政治的関心を呼 いただけではなかろうか。 満を募らせたからであろうか。 ていることに都市の有権者が不 結果の不調は、農山村を優遇し しかし、 都市部における選挙

うに、 のであろうか。 での支持を本当に広げられるも させて、それで都市住民の選挙 満を、農山村地域と町村に向け れている都市住民の苛立ちや不 業競争の中で辛苦をよぎなくさ 職を追われ、あるいは過酷な企 昨年、 産業の新旧交替によって 全国町村会が訴えたよ かりにそうなっ

> にして、 ろうか。 ことは、 て、どのような利得が都市住民 して、農山村をさらに疲弊させ り戻すことなのか。そのように り立たせてきた財源を都市に取 たとして、それが国政の本道だ にあるというのであろうか。 かろうじて農山村を成 農山村との対立を鮮明 都市住民が求めている

対処が、 ある。 ては断じてならないと考える。 村を切り捨てていくことがあっ を重視するあまり、 でしまうことである。 を希薄化させ、 切な課題であるとことは確かで 確保するかが、 持政党なし」層の支持をいかに めに都市部の有権者、 をいかに再生させるか、 との共生を基本とした生活都市 をとっている。 治運営をさらに苦難に追い込ん 政権党は、 都市へ財政資金を流す政策 問題は、これへの性急な 農山村への関心と配慮 都市再生を強調 現下の政治の大 この地域での自 もちろん、 農山村と町 特に「支 都市再生 そのた 自然

地 地 の町村の場合は、 理的には孤立している中山間 わらず、 国の強力な合併促進策にもか 例えば一島一村とか 合併といっ

# abla希薄化する農山村 ^ の関心と配

は わけ農山村地域に所在する町村 択を迫られている市町村、とり 合併をするか、 合併推進の動因として、 ない かの選

部 なにより、 市選挙戦略が働いていることに における選挙結果の不調が 11 危惧を感じざるをえない。 政権党から見て都市

第2419号

ている。

小規模であることを理

 $\nabla$ 

現実には無理があり、

そ

まして、 うにみなすのは筋違いである。 た市町村を、あたかも悪者のよ 抜いたすえ、このまま行きたい ない市町村もある。 事情から合併を見送らざるをえ と決心した町村もある。そうし メリットもない。 根拠不十分な人口規模 悩みに悩み また、

> て 傷つけるものであるといわざる する案は、自己決定・自己責任 うとする案や、この際、 を得ない。 という分権改革の理念を著しく 自治体ではなくしてしまおうと その仕事と責任を縮小しよ 小規模」とひとまとめにし 基礎的

# の 分権型社会の 創 造 の ため

とっ れないが、 治の構想論としても容認できな 模の「 市」 ( 基礎的自治体 ) で統 をもってしても、全国を一定規 存在することのほうが自然であ 大小、 列島の多様な地域には、人口の とができるのであろうか。 本当に農山村を維持していくこ 礎的自治体としては一人前の扱 地域の町村を、小規模ゆえに基 力の発揮を求められる条件不利 一しようとする発想は、地方自 はしないようなことをして それは、 分権改革のどんな大義名分 た案のように見えるかもし 域運営に人一倍の意欲と能 財政力の強弱の自治体が 合理の理を超え、 一見して、 日本 不

> われ 合理を招来する恐れがあると思

どというやり方がどうして可能 する地域ごとに出先機関を再配 できるのか。 るにしても、基礎的自治体の什 になろうか。まったく現場を知 の住民に行政サービスを行うな 実的であろうか。 周辺自治体に りさせるという案は、本当に現 小して、その部分を他に肩代わ 自治体としての都道府県にさせ らない空論である。 これを広域 肩代わりをしてもらうといって しかも、 をしてこなかった都道府県 どのようにしてこれを処理 自分の行政区域でない地域 事務権限と財源を縮 小規模町村が散在

> 置し 町村化は明白に分権改革に逆行 するではないか このような広域自治体の市 て職員を置くのであろう

陥れ、 それは、 らない。また、分権改革の目標 である。この理念を守るために 発想といわなければならない。 るであろうか。なんとも貧しい に成熟した社会」実現を意味し と豊かさを日々に実感できる直 は「分権型社会の創造」である。 は、決して合併を強制してはな 民主国が、日本をおいて他にあ 言っているような底の浅い先進 から、その分を取り戻せなどと しすぎて都市が割を食っている いのではないか。農山村を優遇 こそ失政のそしりをまぬがれな ような挙に出るとすれば、それ ている農山村の人びとを不安に 持って個性的に生き抜こうとし も広い面積の地域で、 るあまり、人口は少ないけれど 住民の政治的支持を得ようとす 第 もし、政権党と政府が、 自己決定・自己責任の拡充 一次分権改革が掲げた理念 将来への展望を奪い取る 地域の住民が、安らぎ 誇りを 都市

> 曲に、 らぎと豊かさを実感できるとは 組織で我慢しなさいといった扱 憲法にいう「地方公共団体」の からそっと暮らしなさいとか いにして、その地域の住民が安 資格はないから単なる地域住民 町村を、 一人前ではない

到底思えない。

さくし、 れるべきである。 太の方針」 り等」という、現実性のない「 にしていく新たな制度と政策を との共生と対流を確固たるもの 規模な町村の存続を認め、 村とそこで有効性を発揮する小 り方を検討するならば、 併後における基礎的自治体のあ らである。もし、このたびの合 ていく生活の技に秀でているか 共生しつつ、その恵みを享受し がたやすく管理しがたい自然と 存在理由がある。 自治体とは違った町村自治体の と価値があり、 には都市とは異なった暮らし方 方と価値があるように、 模町村の場合は仕事と責任も小 こそ構想すべきである。「小規 都市には都市としての暮らし 都道府県などが肩代わ の呪縛から解き放た そこには、 それは、 農山村 農山漁 都市

活

べたい

以下、意見を申し述

玉

# 方制度調査会 専門小委員会提示♥

委員長に提出した。その内容は次のとおり。 同調査会副会長の私案「今後の基礎的自治体のあり方について」 方制度調査会第一○回専門小委員会において示された、西尾<br/>
勝 日に開催した常任理事会において、去る十一月一日の第二七次地 (西尾私案)に対する意見をとりまとめ、 全国町村会 (会長・山本文男福岡県添田町長) 同日 Ιţ 松本英昭専門小 十一月十二



左)に意見書を提出する山本会長(右) ではないので、 されたとしても到底合意できるもの

当然であり、 ヒアリングの際にもこの旨申し上げ きき、協議し、 たところである。 順を踏んだ後、 事前に我々町村側の意見も十分 過日の専門小委員会の 示されるべきことは 合意を得るという手

を示すべきであると主張してきた。 めるにあたっては、まず理念、将来像 理念や将来像を示すにあたって

会・専門小委員会における「 方について」(地方制度 今後の基礎的自治体のあり

尾私案」) に対する意見

ない。 のプログラミングも全く示されてい 権限を移譲していくのか、また、そ 体に対し、具体的にどういう事務や 論が展開されているが、基礎的自治 地方分権の担い手としての受け皿

全国町村会は、これまで合併を進

ないか。 務というが、現在町村が処理してい る事務とほとんど違いがないのでは 現実に市が処理している程度の事

事務」を根拠にして、強制的な手法 によって基礎的自治体を人口によっ スも多く、「現に市が処理している 連合等を設置して処理しているケー 村と協力して一部事務組合又は広域 して行っているわけでなく、近隣町 すべての市が、事務を単独で完結

底思えない。

この「私案」は、

たとえ事前に示

# 1 基礎的自治体論について

掲げられてきた、「自己決定、自己青 揮の理念を放棄していると言わざる 任」の理念や、分権型社会の構築に をえない。 あたって重要であるはずの個性の発 いう考え方は、地方分権改革の中で 的自治体に強制的に集約していくと 市町村を人口一定規模以上の基礎

> いう考え方は無理がある て一定規模以上に再編成していくと

これまで、町村は、多様化する住

の実情に沿った個性豊かな行政を展 民ニーズや新たな行政課題に対し、 しての役割を果してきたし、 工夫によって、連携によって、地域 行政改革にも懸命に取り組んでき

最も住民に身近な行政主体と

また、

り、政治的・行政的空洞化を招きか の拡大にのみ視点を置いたものであ くるという発想は、経済効率・規模 けで集約して数合わせの自治体をつ 積等を無視して、全国一律に人口だ べている分権の担い手となるとは到 的自治体をつくるだけで、ここで述 ねず、いわば中身のない空虚な基礎 とは納得できない け、基礎的自治体への再編を説くこ のは能力がないと一方的に決めつ た明確な根拠も示さず、 た。このような実態を評価せず、ま 地域ごとの歴史や文化や地形や面 小規模なも

住民生活にとって、必要不可欠な

町

方自治制度であるべきである。 り、多様な自治体が共存しあえる地 体として位置づけられるべきであ ども、すべての市町村は基礎的自治 裕を問わず、自治体共通の責務であ 自治体の規模の大小、財政の裕・不 自治体で実施すべきであり、これは 公共サービスは、最も住民に身近な その意味から「小規模」といえ

# 2 強制的合併手法について

わり、 要事項である。 住民生活に大きな影響を与える最重 市町村合併は地方自治の根幹に関 将来にわたる地域のあり方や

制的なものであってはならない 財政効率・経済効率を優先させた強 ことが基本である。従って、合併は 係市町村の自主的な判断を尊重する いる。合併については、あくまで閏 や自然的・地理的条件等が異なって 町村は歴史的な経緯、文化・風十

> 検討すべきである。 5 来的な合併気運の醸成をはかりなが 理的な条件等により、合併になじみ いうことも一つの手法として真剣に かった上で、その活用を検討し、将 にくい地域があり、このような地域 には広域連合制度の改良・改善をは 全国の町村には、中山間地域等地 いわば緩やかな合併を目指すと

治の本旨にそぐわないものと考え 制限・縮小等を行うことは、 を強制合併の対象としたり、 一定規模の人口に満たない市町村 地方自 権限の

ない。 さしく自治の否定そのものに他なら 定等によって義務づけることは、ま 住民サービスの権限を制限・縮小し こそ住民自治であり、国が一方的に たり他の基礎的自治体への編入を法 地域のことは地域の住民で決めて

# 3、基礎的自治体に再編成 されなかった自治体について

(2) 内部団体移行方式 (編入によ

る水平補完

# (1)事務配分特例方式(垂直補完)

が展開できなくなる。 地域の実情に合った個性豊かな施策 り、都道府県や他の市町村が行うこ 政主体である市町村が行うべきであ とは、住民の声が届きにくくなり 地域にかかわることは、身近な行

である。 「私案」は、この流れに逆行したもの らば、都道府県に補完させるという 政主体である市町村に権限を移譲し て、行わせるということであるのな は、できるだけ住民に最も身近な行 に密接なかかわりあいのある事務 地方分権の大きなテーマが、 住民

考えられ、 関を整備しなければならないことも 接処理を行おうとする場合、出先機 て行うことは、広域自治体としての る 都道府県の性格を曖昧にし、 都道府県が市町村の事務を補完し 行政改革の理念にも反す また直

り、住民の意向が行政に反映されに ろうし、 を受けるという感じを持つようにな を処理してもらう市町村は属地扱い 基礎的自治体に委託する場合、 くくなる。 都道府県が直接処理をせず、 責任の所在が不明瞭にな 事務 他の

体の内部団体に自動的・強制的に編 入することなど到底容認できない。 意向を無視して、他の基礎的自治 人口一定規模未満の自治体を、

そ

# 4 国土保全について

はない。 では、 るもので、 であるという誇りを根底から否定す 土を守り、 の職員がいてこそ、きめ細かな行政 の現場を熟知している住民たる町村 堪えられないと断定している。 地域 ことのみで、今後はそれらの重責に 割を果たしてきた。しかし、「私案」 機能や食糧自給の機能等の重要な役 を展開できるのであり、「私案」 は国 いまま、町村が小規模であるという これまで町村は、森林の水源涵養 理論的に明確な根拠も示さな 支えてきたのは我々町村 とても納得できるもので

おり、 模の論理を優先することで貫かれて 照らしても問題があるばかりでな わりなき論旨であり、 い町村を切り捨てるという横暴極ま 私案」は財政効率、 総じていえば、 地方自治・地方分権の理念に 人口規模の少な 絶対容認でき 経済効率、

# ●「西尾私案」 の要点

て、すべての基礎的自治体が、市並の事務権限を処理できるようになる ことを目指す。 平成十七年四月以降、一定期間を定め、もう一度合併運動を推 進 L

(第三種郵便物認可)

である。 その際には、 今の財政支援ではなく、まったく別の方法によるべき

を満たさずに残存する小規模な団体には、 しておく 解消すべき市町村の人口を予め法定し、 残された選択肢を予め明 一定期間経過後もこの基準 示

体移行方式」(他の基礎的自治体へ編入)とする その選択肢は、「事務配分特例方式」(都道府県補完)とか「内部団

### 活 動

### 民党総務部会関係合同会議 副会長が自

)」等について -論点整理案

民税の充実確保、

固定資産税の安定的な

市長会の青木会長 (立川市長) が個人住

の外形標準課税の導入等について、

全国

強化、恒久的な減税対策、

法人事業税へ

事会の國松滋賀県知事が地方税源の拡充

などについて要望を行ったほか、 点整理 (案)」、地方交付税、

(岐阜県垂井町長)が「中間報告・論 合同会議では、全国町村会の田中副

会

固定資産税 全国知

関して要望が行われた。

の代表者から平成十五年度税制改正等に で開催され、全国町村会など地方六団体

確保、特別土地保有税の堅持等について



意見を述べる田中副会長

会長の発言要旨は次のとおり 要望を行った。合同会議における田中副

風土や自然的、 重要事項であります。 町村は、歴史的な経緯、

# 田中副会長発言要旨

と地方行政調査会 (石川要三会長) など

自由民主党の総務部会 (林幹雄部会長)

の合同会議が十一月十三日、

自民党本部

◆「中間報告・ について

> の市町村に法律上義務づけられた 人口一万人未満)について、 になお残る小規模市町村(例えば

な内容となっております。このた 見を申し上げたところであります 全国町村会として、文書により意 案も、大略においては前回と同様 が、過日 (十一月六日) 示された 五日付けの案に対しては、 について申し上げます。 九月二十 められた中間報告・論点整理(案) 検討プロジェクトチーム」がまと き、ありがとうございます 本日は、発言の機会を与えて頂 はじめに、「地方自治に関する

を果たしております。

広い分野で様々な公共サービスを え、現に、住民生活にかかわる幅

国土保全等に重要な役割

町村は、人口小なりとはい

ります。 まず、 市町村合併についてであ

住民生活に大きな影響を与える最 合併は、 将来にわたる地域の在り方や 地方自治の根幹に係 わ

財政的な締め付け等により合併を の自主的な判断を十分に尊重し、 なっており、あくまで関係市町村 したいと思います。 強制することがないようお願い致 地理的要件が異 文化、

論点整理 (案)」 る」ということについてでありま 町村が実施する仕組みを検討す 事務の一部を都道府県又は周辺市

申し上げたいと存じます。 め、二点について、重ねて意見を 私ども 提供し、

す。 るとは思えませんので、 自治の仕組みとしてうまく機能す 第一に事務を行えず、頼む側の町 踏まえた施策の展開や地域住民の 県が行うことは、地方分権の流れ を制限し、縮小し、それを都道府 ような感じを持つことになるなど 合についても同様のことが言え、 意向の反映も難しくすると思いま にも逆行しますし、地域の実情を 村は属国ならぬ属地扱いを受ける いしたいと思います。 このような小規模市町村の権限 また周辺市町村が実施した場 再考をお

# ▲地方交付税につい

ります。 次に、 地方交付税についてであ

定水準の行政を保障するととも でありますが、 しの意見などが出されているよう 経済財政諮問会議などで、見直 地方公共団体に一

次に、「合併推進策を講じた後

町

(第三種郵便物認可)

報

よって、

既に市長会からも発言

### 活 動

し上げます。 絶対に堅持するよう強くお願い申 もつ財源保障機能及び財政調整機 を是正するうえで、 は極めて重要でありますので 税源の偏在による財政力格差 地方交付税の

慮をお願い致したいと思います。 額を確保するとともに、 きたすことのないよう、 的・自立的な行財政運営に支障を 考慮し、 重要な役割を果たしていることを て広い面積を有し、国土保全等に また、町村が、人口割合に比べ そのような町村の自主 特段の配 必要な総

# ◆固定資産税について

ります。 次に、固定資産税についてであ

財政における基幹税目でありま 入の普遍性・安定性に富む、 町村税収全体の五割強を占め、 二年度で一兆五、三一二億円と 固定資産税については、 平成十 町村 収

の減収が見込まれるなど、 ついても、 え、平成十五年度の固定資産税に 毎年減収となっていることに加 十二年度以降、地価下落の影響で 況を見ると、土地分の税収が平成 しい状況であります。 方、固定資産税を取り巻く状 約四、 〇〇〇億円以上 非常に

ては、 がありましたが、 致します。 れますよう、 同税の安定的確保がはから 特段の配慮をお願い 評価替えに際し

# ▲道路特定財源につい

たします。 の堅持につきまして強くお願いい ますので、町村の立場からも、そ から既にお話のあった通りであり 道路特定財源の問題は、 知事会

▲ゴルフ場利用税につい であります。 次に、ゴルフ場利用税について て

市町村に交付されており、 成十二年度税収八一四億円のう 財源となっております。 ち、七割、すなわち五七○億円が ゴルフ場利用税については、 貴重な 平

ります。 ので、現行制度の維持が必要であ いった様々な財政需要があります また、市町村は、 道路の整備、 廃棄物の処理と ゴルフ場に対

します。 え、本税の存続・確保をお願い致 現下の厳しい市町村財政を踏ま

いたします。 ていただきます。 以上、全国町村会の要望とさせ よろしくお願い

# 平成十五年度

全国

[地域リーダー

平成十五年度においても、地域づく 名の感性豊かな実行力ある地域の る皆さん方の積極的な参加をお待ち りのリーダーとなるべく熱意あふれ **リーダーを養成**してまいりました。

# 【概要】

しています。

六年二月まで 期間:平成十五年五月から平成十

望者のみ) 先進市町村現地調査・海外研修(希 研修内容:一般研修・合宿研修・

( 応募期限)

# 【塾長・主任講師】

東京大学名誉教授) 塾長:大森 彌氏(千葉大学教授

京大学大学院助教授)・辻 大学教授)・北沢 政策研究大学院大学助教授) 大学院助教授)•小田切 主任講師:卯月 猛氏 (東京大学 盛夫氏 (早稲田 徳美氏(東 琢也氏

# 【経費】

中の昼食代・夕食代、海外研修に参 ターで負担いたします。 費等については、地域活性化セン 研修地までの往復の交通費、 研修中の宿泊費(朝食含む)、教材 滞在

平成 生 募 【募集人数】 集 中

# 四〇名程度

元年に創設して以来、すでに四二

全国地域リーダー養成塾は、

## 区町村長の推薦のある者 応募資格】 地域づくり団体のメンバーで、 地方公共団体等の職員

市

【応募方法】 職員で、市区町村長の推薦のある者 農協、 商工会、第3セクター 等の

### 体の皆さんは、各市区町村の担当課 項を送付いたします。 にお問い合わせください 十一月中旬に各市区町村に募集要 地域づくり団

各市区町村を経由のうえ、 ください。 性化センター に応募書類を提出して 平成十五年一月三十一日金までに 財地域活

東京都中央区日本橋二 〒10三 00二七 問い合わせ先 兀

日本橋プラザビルー三階

財地域活性化センター 〇三 五 〇 二 六一三四 〇七五五 研修交流課

せていただきます。 次号は十二月九日発行です。 次週の「町村週報」 は休刊さ

加される場合は参加費用について

自己負担となります。

十日、「事務事業の在り方に関する意見」をまとめ、

小泉純一

郎首

地方分権改革推進会議 (議長、西室泰三・東芝会長) は十月二

### 政 策

### 地方分権改革推進会議

### 方尼関 E 言の作り **省** 地方への税源移譲盛り込めず

閣府、財務省、総務省を中心に議論を進めることになった。 

「三位一体の改革」を議論したが、委員間で意見が対立。

今後、

政府の経済財政諮問会議では翌三十一日、同「意見」を踏まえて 審議を期待する」との〝異例〟の談話を発表した。これを受けて 権推進委員会から引き継いだ分権改革の志を高く掲げ、さらなる 大きく分かれ、激しい議論が交わされたと聞くが、今後、

地方分

きない」と批判。片山総務相も「意見とりまとめで委員の意見が

このため、地方六団体は会長談話で「到底受け入れることはで

●「 三位一体の改革」 も課題に

目途にとりまとめる」との方針を打 〇〇二」で、「国庫補助負担金、 間報告」を発表した。ところが、政 担に応じた事務・事業の在り方の税 ら諮問された、 に、三位一体の改革につながる原案 で検討し、改革案を今後一年以内を 付税、税源移譲の在り方を三位一体 府が同月閣議決定した「基本方針二 から重点審議し、今年六月には「中 財源配分の在り方 行政体制の整備 三年七月に発足したが、小泉首相か のうち、まず「事務事業の在り方」 地方分権改革推進会議は、平成十 小泉首相が、分権改革会議 国と地方の役割分 交

> 討することになった。 き、事務事業の具体的な改革案を検 補助負担金の在り方」にも重点を置 これを受けて、同会議では、「国庫

# P カルオプティマムなど

案を提言した。

このため、今回の「意見」を、「一 もので、国と地方の役割分担に応じ 年四か月にわたる審議を集大成した 含め意見を提出した」ことを強調 見」は、「各分野を聖域なく見直し、 の」と位置づけた。 各省庁と合意に至らなかった事項を た事務事業の在り方の結論を示すも このような経過でまとまった「意

方向」として、「補完性の原理」に その上で、「総論」では、「改革の

> 調した。 択する地域ごとの最適状態 (ローカ 確な仕組みを作る必要がある」と強 的な財政運営が可能なシステム形 社会の形成」と「地域における自立 ル・オプティマム)の実現」を改め ナル・ミニマムの達成から地域が選 を提言。その具体策として「ナショ 成」のため、「受益と負担の関係が明 て指摘。併せて、「自主・自立の地域 基づく国と地方の役割分担の適正化

としたが、その財源措置となる税源移譲については「関係者間で 担金のうち退職手当など五、〇〇〇億円を縮減し一般財源化する

調整が行われるべき」と先送りした。

減につながる原案作成」について、「意見」は、義務教育費国庫負 相に提出した。首相から要請されていた「数兆円規模の補助金削

言」として、 の意識改革」の重要性も強調した。 システムへの転換に向けた国と地方 国の決定についての地方の参画の確 揮と知恵とアイデアの地域間競争 総合化の推進 野別の見直し方針と具体的措置の提 このほか、 これを踏まえて、「意見」は「分 義務教育費では ^負担転嫁 # 提言 を提言。さらに、「分権型行政 の五分野について具体的な改革 公共事業 地方の創意工夫の発 産業振興 治安その 社会保障 地域における行政の 教育・文

同会議では、 首相が指示した「三 同負担金の 総額三兆

交わされたが、最終的には西室議長 で指摘したように委員の間で激論が 度」の見直しが対象にぼったからだ。 円にのぼる「義務教育費国庫負担制 の税源移譲の対象として、 負担金の削減とその財源措置として 位一体の改革」につながる国庫補助 焦点となった。 義務教育費国庫負担制度の見直しが 見直しをめぐり、片山総務相が談話 うち、「文教・文化」分野では、 しかし、

の作成を指示した。

報

ち共済費長期給付負担金や退職手当 提案した義務教育費国庫負担金のう その結果、「意見」は、文科省が

の提案で決着したといわれる。

動化していくことを踏まえれば地方 国庫負担制度全体の見直しにつなが しつつ、「この見直しが義務教育費 意見が出され「評価は分かれた」と の自主性拡大につながる」 との両 固定的経費とされた人件費も今後流

成十五年度からこれを段階的に縮減 評価。見直しの具体的措置として、 革に向けた第一歩と受け止める」 る経費は国庫負担対象から外し、 し、一般財源化を行う」と提言した。 共済費長期給付、退職手当等に係 しかも、一般財源化に伴う財政措 ے

# 分権の観点から評価できない」従来 等を対象経費から外す案について、 地方の自主性拡大につながらず、 事業の在り方に関する意見」で会長談話 る契機となれば、当会議としては改

長談話を発表した。 関する意見」に対し、 とりまとめた「事務事業の在り方に 月三十日、 全国町村会など地方六団体は、 地方分権改革推進会議が 次のとおり会 +

### 長 談 話

れたことに対し敬意を表する。 え、精力的に調査審議を行ってこら 出してほしいとの総理指示も踏ま の在り方等に関する原案を作成し提 改革につながる国と地方の事務事業 六月の中間報告後、三位一体の 方分権改革推進会議におかれて

町

望してきた、 に関して、 ものの、国庫補助負担金の廃止縮減 の主要五分野についての見直し方針 基づき、公共事業関係をはじめ内政 ることは地方に委ねる」との原則に 業の在り方について、「地方にでき 国と地方の役割分担に応じた事務事 改革の更なる推進という見地から、 と具体的措置の提言が示されている 今回の意見においては、 地方六団体が従前から要 税源移譲を含む税源配 地方分権

第2419号

が取り入れられていないことは、 分の在り方の検討を同時に行う視点 に残念である。 誠

できない 方の自主性が向上するのか明示され あるにもかかわらず、どのように地 め義務教育費国庫負担制度の見直し に示されず、 義務的経費に係るものである。ま ととされ、歳出削減不可能な重要な 特に、負担対象経費の見直しを始 国家公務員の制度に準拠するこ 税源移譲による財源措置も明確 地方財政に与える影響も甚大で 到底受け容れることは

みを目的とした国庫補助負担金の廃 成上の都合等により、歳出の削減の 国の予算編成に当たっても、 期待するとともに、平成十五年度の 政制度の改革が行われるよう、 地方分権の進展につながる地方行財 国と地方の役割分担を踏まえ、 のとりまとめを行うに当たっては、 [補助負担事業の廃止・縮減の方針 政府において、この意見を受け福 教育、 社会資本などを含めた国 予算編 真に 強く

く期待する。 ついて積極的に取り組まれるよう強 とから、地方公共団体の意見を十分 方財政基盤の確立が不可欠であるこ なものにするための裏付けとして地 則に基づく地方分権改革を実現可能 たっては、自己決定・自己責任の原 譲等による地方税財源の充実確保に に反映して、国から地方への税源移 た税財源配分の在り方の検討に当 今後、

的に実施するとした。

る 後とも最大限努力していく所存であ の分権型地域社会の実現に向け、 個性豊かで活力に満ちた自主・自立 など行政体制の整備・確立を図り、 とともに、住民の負託に応えられる 権の諸制度改革の成果を十分活かす よう行財政改革に積極的に取り組む 我々としても、これまでの地方分 今

放財源

よる税財源措置を同時に行うべきで 地方への負担転嫁となることのない 止・縮減を先行して実施し、 ようにすべきであり、税源移譲等に 国と地方の役割分担に応じ 地方六 团 体 単なる の見直し 額化、交付金化など国庫負担制度の ばならないとの意見も出た」ことを るもので、構造改革特区の中で先行 の財源で教職員を配置できるようす の定める定数を超えて市町村が自ら 村費による教職員配置は、都道府県 化、電子化 なども提言した。市町 事交流を可能とする教員の給与体系 町村費による教職員配置 円滑な人 見直し」も提案した。さらに、 触れることを避けた。 の観点を視野に入れて関係者間で十 紹介しつつ、「当会議としては、具体 化する以上、税源移譲を伴わなけれ 置について、「意見」は「一般 と考える」と、具体的な財源措置に 分に協議、 的な財源措置については、地方分権 併せて、「客観的指標に基づく定 調整が行われるべきもの 事務手続きの簡素合理

する基準の大綱化・弾力化 化財発掘調査の費用負担の調整円滑 立博物館や公民館の設置・運営に関 国の関与の抜本見直しとして、 らに、生涯学習・社会教育分野での 施設の一層の有効活用を提言。さ れた学校施設等の活用促進 有効活用として、 総合行政の観点からの教育用施設の 要領の見直し 園の設置認可の見直し 弾力下での 択地区の小規模化 国の関与見直しとして、 多様な教育活動の事例紹介の教育の 評価と公開」等を踏まえた学習指導 このほか、初等中等教育に関する などを提言。また、 中核市立の幼稚 補助金で整備さ 教科書採 埋蔵文 教育用

当面、

調理施設の防火構造の義務付

け廃止の検討を要請するとともに、 併せて、保育所の調理施設の義務付 能とする方向での検討」を求めた。 本的に地域ごとの判断で一元化も可 打ちをなす補助負担金も見直し、基 を根元から見直し、併せて関与の裏 元化を求めるとともに、「国の関与 続や幼稚園教諭と保育士の資格の一 化のための厚労省・文科省協議の継 推進を提言。具体的には、幼保一元 保健・医療・福祉の一層の総合化の

け緩和の検討を提言した。

を提言した。

)幼保一元化も提言

社会保障分野では、

地域における

職員に関する国の関与見直し

など

化の検討

学校栄養職員、学校事務

政 策

た上で必置規制を全面的に見直すよ ついても審議会等を目的別に区分し 請。さらに、審議会等の必置規制に 主事の規定の在り方見直し 祉サービスの在り方検討(社会福祉 相談所・児童福祉司を含めた児童福 の廃止を提言するとともに、 しとして、保健所長の医師資格要件 などを提言。また、必置規制の見首 公設民営型ケアハウスの整備促進 る周知 保育所の公設民営の促進 を要 児童

野に入れた国の関与見直しとして、 特別養護老人ホームのホテルコス 知恵とアイデアの地域間競争を視

> 具の種目追加 福祉施設の整備に対する負担規定の 地方が主体的に事務事業が行えるた 要件の緩和 トの利用者負担 市町村の判断のみで給付可能な補装 童相談所の建築等に要する費用負担 めの国の関与見直しとして、 に関する同意を要する協議の廃止 補助規定化 の見直し 福祉事務所設置等、児 などを提言。さらに、 保育所の職員・施設基 などを提言した。 医療法人の理事長 公立

# ●道路整備にロー カルルー ル

した。 収する直轄事業実施に当り地方自治 点検のための機関設置 での公共事業に係る施設運営の共同 との定期的会議の開催 準の法令化 河川・道路の直轄管理区間の指定基 階的縮減を提言した。このほか、 維持管理に係る直轄事業負担金の段 体との事前協議制の導入の検討と の一環として、直轄事業負担金を徴 路手法の導入を提言した。また、直 造のローカルルールを導入する」と 応じた道路整備推進のため「道路構 轄事業に係る国と地方の関係明確化 公共事業関係では、地域の実情に 中山間地域に 一・五車線的道 地方自治体と地方部局 などを提言 地方整備局

社会構築のため、

公設民営に関す

多様な主体の幅広い参画による共助

このほか、民間企業・NPO等の

民間委託の促進方策の策定 応状況の公表 下水道の維持管理の かる地方自治体からの意見等への対 地転用の権限移譲の検討 のフォローアップ 特例市等への農 都市計画、農地転用の制度改正状況 このほか、個別の課題として、 河川にか 地方自

(自治日報社 井田正夫)

重視 投棄に対する国の責任・関与の強化 理の検討 廃棄物処理や広域的不法 治体が自主性を発揮できる民有林管 の実施主体が地方であることに配慮 係長期計画等について、 既存施設の維持更新・有効活用を 等を提言した。また、 長期計画の基礎となっている

る公共事業の調整システムの明確化 めた。さらに、 返還ルールの明確化と周知徹底を求 事業再評価システムにおける補助金 緊急措置法等も検討 するよう要 と地方の関係の明確化のため、公共 請。その上で、補助事業における国 統合補助金の拡充と運用関与の改 補助金等適正化法との関わりの を要請した。 複数省庁が所管す

見直しを提言した。 小さい農業委員会の広域連携や設置 討を要請するとともに、農地面積の の国庫補助負担金の廃止・縮減の検 産業振興関係では、農林水産関係

性・広域性を有する業務の在り方の の在り方検討 域再編の推進 できる仕組みの導入を提言した。ま 体が消防・救急の事務を担うことが はじめ、地域の市町村以外の行政主 村の政令指定制度の抜本的見直しを 備消防設置義務と救急実施義務市町 検討も求めた。さらに、 た、市町村消防では実施困難な専門 このほか、消防制度について、 社会環境の変化を踏まえた消防団 を要請した。 消防力基準の見直し 消防の広

株式会社

公共事業関

補助事業

**〒**100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 ② 03 - 5512 - 4726(代) 全国町村会館西館内 営業所(全国24か所)

年

ト度から

·義務教育費国 文部科学大臣

[庫負担

金の -成十六

定

直ちに検討に 更に

地

方を

また、

が

の提言についても、

同様で

ある。

いう提言につい

ij

方財政に与える影

負担

の

地

方六

寸

体

# 玉 助 減 金 関する緊 **(D)**

反対である旨の緊急要望をとりまとめ、 あるとし、 て 会議 方につい 国 三位 がとり 町 村 税源移譲を伴わ ての視点が取り入れられてい 会など地方六団 体の まとめ 改革につながる税源移譲を含む税源配分の た 事 事務・事業 な 体は、 国 庫 + の 補助 在り方に 月六日、 負担 政府·国 ない 金の廃止・縮 ことは誠に遺憾で 関する意見」につ 地 会に要請し 方分権改革 減には た。 在

L١ 進

### 急 要 望

表する。 理され る意見」 担金の廃止・縮減に関する論点を整 方の事務事業の在り方、 地 方分権改革推進会議 を報告されたことに敬意を 事 務 ・事業 不の在り 玉 は 庫補 方に関す 玉 I と 地 助

いことは、 ついての視点が取り入れられ 税源移譲を含む税源配分の 指示する三 提言されてい 特に、 補助負担金の廃止・縮減について 今 Ó の意見では、 位 誠に遺憾であ るが、 一体の改革につながる 多くの 小泉総理大臣の 分野 )在り方に っていな で国

都

市間 この

の

県費負担教職

員制度

の見

ことは、

職手当等に係る経費を義務教育費国 のぼる共済費長期給付負担金と退 は重要な義務的経費に係るもの 約五〇〇〇億円という巨 負担対象経費から外すと では、 歳出削減 が不 額 乱に陥 たっ わ 行 手 額 た 化を実 は反対であ の負担転嫁である。 亚 するとしたことは、 ない国庫補助負担金の して実施することは 国 庫 成 玉 ζ 補 の れるものである。 十五年度の国の予算編成に当 莇 )譲等を含む税財源措置を 予算編成上の んかべく、 歳出の削減のみを目的とし 負担金の廃止・

なければ、 ※移譲 |も甚大なものであることから、 を含む税財源措置が講じられ 到底受け容れることは 税

きない。

都道府県と政令指

財団法人リバーフロント整備センターでは、平成15年度事業の一環として、次により水辺施設の募集を行っています。 多数の応募をお待ちしています。

都合

等

に

縮

な

る地方 脳減を先

廃止

縮

減 伴

良好な水辺空間形成の一環として、選定された市町村に水 辺施設を当センターが設置し、当該市町村へ寄贈します。

### 2. 応募要件

- (1) 応募資格:市町村
- (2) 応募対象水辺

河川等(小川を含む)の水際または周辺に水辺施設を整 備することにより、水辺空間の快適性または豊かな自然環 -層向上し、地域住民から期待されている水辺としま す。(3)応募施設と選定数

- - ・水辺施設
  - :「生物の生息環境」の向上に寄与する施設
    - ~ 生物の多様性、環境教育の場を創出するビオトープ (生物の生息場所)等
  - :「アメニティ」の向上に寄与する施設
  - ~ 水辺を観察するための観察小屋、デッキ、水辺で休 憩するためのあずまや
    - トイレは対象外
- · 選定数: 4 箇所程度
- (4) 応募方法

連絡先(市町村名、担当部課名、担当者名、電話・Fax番 号・E-mail等)を明記の上、FaxまたはE-mailにより応募様式 を請求して下さい。請求があり次第、応募様式を送付します。

- (5) 応募締切り
  - 平成15年1月31日(金)
- 3.選定と発表
- (1)選定委員会と選定基準

学識経験者、国土交通省担当官等からなる選定委員会に 諮り選定します。

選定に際しては、利用者の利便性、関連事業等の状況、 施設用地の確保の状況、施設設置後の維持・管理計画等の 観点を評価の基準にします。

- (2) 選定発表
  - 平成15年4月に選定結果を応募市町村に通知します。
- 4.応募上の注意
- (1) 水辺施設のうち、「生物の生息環境」向上施設は設計・工事費込みで一カ所当たり上限450万円(税抜き)「アメニ ティ」向上施設は一カ所当たり上限900万円(同)とします
- (2) 水辺施設の設置費用には、宝くじ助成金の充当を予定し ています。
- 5. 応募および問い合わせ先 財団法人

リバーフロント整備センター 企画・広報部 今泉、高橋 〒102-0075

東京都千代田区三番町3番地8 泉館三番町3F

Tel: 03 (3265) 7121 Fax: 03 (3265) 7456 E-mail: takahasi@rfc.or.jp



水辺施設の例 平成14年度]

雄物川水系桧木内川河川公園東屋 (秋田県西木村)

原稿募集

あなたのまちのユニークな施策等の情報をお寄せ下さい。

\* 百二十字程度の原稿を郵送・FAX又はE

mai1で全国町村会広報部までお送り下さい

## 力学也ル ROM NO <u>&</u> RON No

ちづくりに反映させていく。 は議論には参加せず、結果をま ワークショップ形式で行う。町 回程度、町政に関する討論を ら希望者を募って登録し、月一 町内事業所勤務者を含む町民か スタートさせた。 パートナーは ナー制度」を実施まちづくりパート まちづくりパートナー制度」を 町は、住民参加の一環として · 北 十津川町 道

㎡で賃料は月額約六千円。 ならない。宅地は一区画約四百 年以内に住宅を建築しなければ に永住することが申込条件。一 ている。小学生以下の子どもが 年住み続ければ土地を無償で譲 土地を無償で譲渡十五年住み続ければ いる町外の家族で、これから町 渡する住宅用地の分譲を実施し 町は、過疎化対策として十五 本宮 吉城 町県

研究などを担当する。 ンティア活動の促進や公募債の 環境を整えていく。 当面はボラ 的に町の発展のため活動できる できるか」を考え、町民が自発 した。「愛する町のために何が に活動できる「愛町課」を発足 参考に、部局にとらわれず自由 愛町課を発足 町は、「すぐやる課」の発想を 草群 津馬 町県

を改正
職員優遇退職実施要綱

蒲静 原岡 町県

町

置等に関する規程を策定プロジェクトチー ムの設 Ιţ 部局を超えて重要課題 箱神 根川 町県

> 者は従来どおり無料とする。 は六十人程度。 るが、マイカー 通勤しているの は約三百台の駐車スペースがあ を徴収することにした。役場に かけに役場駐車場に職員がマイ 役場駐車場を有料化マイカー 通勤の職員の カーを駐車する場合、月五千円 は、職員自らの政策提言をきっ 行財政改革の一環として町 リーダーは町長が指名する。 職員以外の来庁 内石 灘川 町県

る。農作業が中心だが、里山の 下草刈りなども請け負っていく。 農家からの委託を受けて派遣す て二十人ほど登録してもらい、 勤の職員のほかに臨時職員とし る 農林業公社」を設立した。常 農作業を手伝う 農家の作業を手伝う人を紹介す 農林業公社」設立 村は、高齢化や担い手不足の 天長 龍野 村県

十五歳以上六十歳未満」に拡大 要綱を見直し、対象年齢を「四 定していた町職員優遇退職実施 を促進するため、五十八・五十 九歳という定年間近の勧奨を規 町は早期退職による新陳代謝 退職希望者を「必要に応じ

る課などを決め、 称、目的、期間、庶務を担当す 根町プロジェクトチームの設置 で円滑な実施を目指すため、箱 チームを設置する際には、名 等に関する規程を策定した。 に迅速に取り組み、事業の適切 スタッフと

改正した。 目は改善策を検討する。 の評価を実施村民による行政サービス

利用してもらう。 け、昼間は仕事で忙しい町民に 相談だけでなく、 町民の相談に応じるため、午後 れなかったり、分割納付したい 道料金などを期限までに納めら 二・第四月曜日に開設している。 八時までの夜間窓口を毎月第 町は、町税、介護保険料、

パソコンを使っ たネットミー 送し、演奏後、 賀小学校五年の楽器演奏を生放 活用して公開授業を行い、教育 学校間ネットワークシステムを 加入している町では、整備した ネットワークで公開学校の授業を ティングで意見交換した。 への関心を高めてもらった。 町民の九十七%がCATVに 他小学校五年と 神兵 崎庫 町県 粟

てもらう。

育児サポーの町民相互の Ιţ 時保育外の時間帯で ト事業を実施 灘崎町岡山県

目的で、今後、新電算システム

を導入して窓口の一元化をさら

に進めていく。

なった。町民サービスの向上が

て公募し、 勇退を勧奨する」 ع

えてもらう。平均三点以下の サービスについて、五段階で答 員の応対は親切か」などの行政 ところまで迷わず行けるか」、職 を実施している。「用件のある の各課と出先機関でアンケート 評価してもらうため、村役場内 村は、行政サービスを村民に 八愛開村県

窓口を月二回開設税金等納付の夜間相談 能大 勢阪 町府

納付も受け付

「のびっこ・サポー ト事業」を実 もらいたい人を会員として募 育児を支援したい人と支援して の育児支援を図っていくため、 育て支援センターが行っている。 で、会員の管理と仲介は町の子 施している。町内在住者が対象 り、育児を相互にサポートする

「産業遺産収蔵庫」を開設 世に伝えるため、 ど、近代産業の貴重な遺産を後 を転用した排気用プロペラな 旧海軍の水上偵察機のプロペラ 炭鉱・旧志免炭鉱があった町は、 石炭を採掘した全国唯一の公営 の出土品を展示している。 産業遺産収蔵庫」を開設した。 戦前は旧海軍、戦後は国鉄が 炭鉱跡地から 志福 免岡 町県

漁協の運営資金等として活用し 背景に経営状況が悪化している 足金の補てんや漁業不振などを 漁協支援に基金を新設 龍ヶ岳町 を新設した。預金者への払戻不 するため、町は三千万円の基金 を廃止した町内の二漁協を支援 ペイオフ解禁に伴い貯金業務

総合窓口を開設町民課・税務課業務の の窓口で済ませることが可能に 各種証明書の申請や交付を一つ を一本化した総合窓口を開設、 町は、町民課と税務課の業務 知鹿児島 町県

カプセル N 0 w & Ν е w

E-mail: kouhou@zck.or.jp

,980

562

2 542

全国の町村数

(平成14年11月1日現在)

町

### 情 報

 $\overline{\mathcal{H}}$ 

十肩と四十

肩

矢

端 正 医学博十 克

# 痛みは組織が老化し、 炎症を起こすため

代に圧倒的に多いということから くなることから、五十肩のことを 冷えて凍りついたように動きがな ばあります。 を過ぎてから起こることもしばし ともいう) こともあれば、六〇歳 ろに見られる (この場合、 ろん五十肩といっても、四○歳ご 腕関節周囲炎」といいます。もち 名づけられました。正式な病名は この病気が男性、 肩関節周囲炎」あるいは「肩甲ト そもそも五十肩という俗称は、 アメリカなどでは、 女性ともに五〇 四十肩

老化し、 になったら、そろそろ自分の体も る痛みですから、 関節の周りにある腱などの組織が いずれにしても五十肩とは肩の 炎症を起こすために生じ 四十肩や五十肩

第2419号

町

います。

l١

囲の乗客の好奇の目にさらされ が走り、痛い!」と大声で叫び周 り輪に手を伸ばしたとたん、激痛 いまでも、電車の揺れで思わず吊 くなり、少しずつ回復しました。 り、何とか一か月ほどで激痛がな 痛み止めの薬と冷たい湿布薬によ 自由な毎日でした。私の場合は す。とにかく肩の痛みで目が覚 動作一つずつにも激痛が走るので もより何倍もかかり、 にため息をつく毎日。つらくて不 め、髪をとかし、衣服を着るたび イタ!」朝の着替えに時間がいつ ました。何をするにも「イタ! なった直後に五十肩の異変が起き たことを思い出します。 私もご多分にもれず、 恥ずかしく、決まりが悪かっ 袖をとおす 五〇歳に フローズン・ショルダーと呼んで

です。重い頭を支え、体重の約八 はトラブルが起こりやすいところ にガタがきますが、とくに首や肩 五十肩は多くの人が経験します 人間五〇年もすると、 老化しやすくなるのです。 体の各部 そのう

方ずつということのほうが多いの 方が一度に痛み出すことより、 が痛くなった、というように、 なったと思ったら、反対側の左肩 らいは右肩が痛み、そちらがよく うに発症します。 一年~ 一年半く が、右利きでも左利きでも同じよ ıΣ ず動かしているので、すり減った え、行動するために首や手を絶え %もある手をぶら下げ、 画

# 首や肩はトラブルが 起こりやすい

ます。 を振り上げたときにもよく起こり ます。また、ゴルフのドライバー 無理な姿勢でしたあとにも起こり ります。たとえば、腕を伸ばして ちょっとした動作がきっかけにな ンや主婦に起こることが多く、 使わない五〇歳前後のサラリーマ しりなど、普段しつけない仕事を 高いところの物を取ったり、 五十肩は、日ごろ筋肉をあまり 草む

はなりません。 老化してきた証拠と自覚しなくて

五十肩の運動療法は、 ろいろな方向に動かし、 が少しおさまってきたら、ただち 鎮痛剤の服用が必要ですが、痛み を予防することができます。 く始めることにより、慢性の拘縮 きをよくしなければなりません。 に痛くない程度に、自分の腕をい た時期や激しい時期には、安静や 五十肩の治療は、痛みの始まっ なるべく早 関節の動

せん。 活の総点検が必要です ずよくなりますので心配はいりま 前後左右に動かすアイロン体操 五十肩になった人のために、アイ 動の効果はありません。 無理をしては障害を起こします ぎりの限界まで肩を動かすこと。 ンですから、これを機会に日常生 五十肩体操として効果絶大です。 姿勢で左右に動かす棒体操などが や、両手で棒を持ち、バンザイの ロンを持って腕を振り子のように 強さと体の反応を見ながら、ぎり いずれにしても、この病気は必 肩の運動のポイントは、痛みの 楽に動かせる範囲だけでは運 しかし老化スター トのサイ 現在では

痛みを感じたら、

なるべく動かすこと

## 策

報管理概要』を取りまとめた。

進捗状況等に関する『

総務省はこのほど、

電子自治体へ

地方自治情

「メール・電子掲示板等による住民と ティー対策規定を策定している」が市町村、 「具体的なセキュリ究委員会を設置している」が二一四 等となっている。 の意見交換」が二、 情報等の紹介」が二、八八五市町村、 村で最も多く、続いて、「観光・物産 が三、〇九七市町村、うち、「行事・ 実施している」が二、六四一市町村、 六八一市町村、 イベントの紹介」が二、九〇六市町 している」が五三三市町村、 「ホームページを開設している」 電子自治体への取り組み状況とし 「プロジェクトチームを設置 「ウイルス対策を 二〇八市町村 「 研

となっている。 接続しているものは四四、〇六八台 行政ネットワーク(LGWAN)に 九一二台となっており、うち、総合 四月時点)では、市町村で七四三、 パソコンの設置状況 (平成十四年

では、 なっている。 二、一六一団体が条例を定めてお また、個人情報保護対策(同時点) 都道府県及び市区町村のうち 町村は一、五四七町村と

四七二団体となっている。 いる団体は、 等により個人情報保護対策を講じて なお、 条例ではなく、 都道府県及び市町村で 規則や規定

> などに面接し、 会の代表者等が、

決議

事項等の実現

扇・国土交通大臣

半島関係三協

大会終了後には、

### 情報管理概要まと ま る 半島 振 興 対

策促進

大会に

うい

方自治

の、半島地域の振興を目的として組織されている半島関係三協議会(半島地域に対する行財政上の措も、半島地域に対する行財政上の措め、半島地域に対する行財政上の措め、半島地域振興対策協議会、半島地域振興対策協議会(半島地域振興対策協議会(半島地域振興対策協議会)は、来島地域の振興を目的として組め、半島地域の振興を目的として組 を開催する。 実等を求め、 |本哲也・北海道知内町長)をはじ |国半島振興市町村協議会 ( 会長 半島振興対策促進大会

としている。 を求める大会決議の採択を行うこと 推進するための事業費の重点配分等 会委員長等を招き、半島振興計画を 会委員長、自由民主党半島振興委員 大会では、 参の国土交通委員

(広島県倉橋町)について報告が行わ広域情報通信ネットワークの構築富浦町)、 無線LANを利用した域イントラネット網の構築 (千葉県址イントラネット網の構築 (千葉県公共施設間を光ファイバで結ぶ地 ついて、関係省庁から説明を受けるれ、併せて同報告に関連する施策に 今回は、IT関連の取組に着目し、 な事例についての報告を聴取する。 興のために取り組まれている先進的 こととしている。 また、今大会では、半島地域の振

> 検討会 の「森林の守り手」の林野庁は、十一月五 か 5 催の 林 一日、これから **の** 林野庁 守り手」

姿を描く検

会の第一 進するため、幅広い技術等を持つ林標の達成を含め森林施業を適切に推 今後、 森林による炭酸ガス削 回会合を開 催した。

第一回会合では、現在の林業事業体が当面する問題点として、 一なの低下から事業量が減少している。 一なの低下から事業量が減少している。 一なの低下から事業量が減少している。 一球過の育成では、事業の繁閑による では、木材価格の下落による施業意 では、木材価格の下落による施業意 では、木材価格の下落による施業意 では、木材価格の下落による施業意 では、東業管理費等の間接経 を定な収入や社会保険への加入の低 では、現在の林業事業 姿を明確にするため発足したもの。就業者の果たすべき役割や将来的な推進し、今後の林業政策の中で林業を育成するなどの取組が増えていた採用し、意欲的な技術・作業集団に採用し、意欲的な技術・作業集団 た。対策及び事業体対策の方向を議論と対策及び事業体対策の方向を議論としている。 Iターンを含む新規就業者を積極的が、近年、先導的な事業体では、U・ 業就業者の育成が求められている さから優良な現場職員の確保が難し

と役割、将来に期待をもてる就業者手」としての誇りを持てる位置付ける林業就業者に対し、「森林の守り検討会は、今後、増大が期待出来 いく。 えるビジョンを検討することとして 像や就業形態を示し、 夢と希望を与

官公庁ビルの立ち並ぶ霞ヶ関のほど近く、都心にありながら、

喧騒を離れた、心落ち着ける空間として全国町村会館は

多くの皆様にご利用いただいております。

静かでゆったりとした客室に、味わい豊かなお料理。

一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による

上質なサービスで皆様をお迎えいたします。

町村主催の各種行事に自治大学校などの交友会に

職員旅行・家族旅行に
小・中学校の東京での行事参加に

### やすらぎを大切にした客室

客室は、静かさと心地よさに配慮し、全室を7階以上に配置いたしま した。室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にまとめ、ゆったりとし たやすらぎのひとときをお過ごしいただけます。また、会議室やホール、 レストランと和食処、ホテルショップなどの施設も充実しております。

### 土・日・祝日ご宿泊は、

通常料金より20%割引でご利用いただけます。

※金曜のご宿泊にも、通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

シングル 131室 通常料金 8,500円より ツイン 18室 通常料金 16,000円より

6.800円より シングル ツイン 12.800円より



ご予約・お問い合せは

### シングル

### 都心に近く便利なロケーション

東京での活動拠点として最適なロケーションです。会議や研修、 パーティーなど用途に応じて幅広くご利用いただけます。

平成14年11月25日 16

※宴会場ご利用のお客様の地元特産品などの持ち込みは自由です。 ※ご宴会のお料理は、ご希望とご予算に応じてご用意いたします。



【交通案内】

■有楽町線·半蔵門線·南北腺「永田町駅 | 3番出口徒歩1分 ■丸の内線・銀座線 「赤坂見附駅 | 徒歩5分

■タクシー 東京駅から約20分

東京観光地への アクセスガイド

- ●東京ディズニーランド/地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- ●浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- ●東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分 ●東京ドー// 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- ●東京都庁展望台/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

###